7-4. 普通財産の活用

(法第46条第14項第4号 法第62条の13)

- 制度の背景・目的
- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出するためには、官民の様々な既存ストックを有効活用することが重要です。
- 市町村が所有する空地などの普通財産についても、交流・滞在空間として活用できる場合があります。実際に、普通財産である市有地をまちづくり会社等に安価に貸し付けて、まちづくり会社等が市有地にマルシェなどのにぎわい施設を設置している事例も見られます。

■ 制度の概要

- 民間事業者等(都市再生推進法人又は一体型ウォーカブル向上事業の実施主体)が行うまちなかウォーカブル区域における滞在の快適性等の向上に資する事業の円滑な実施のため、市町村が都市再生整備計画に普通財産の使用に関する事項を記載することで、民間事業者等は、普通財産の安価な貸付け等を受けることができるものです。
- 対象区域:まちなかウォーカブル区域
- 制度の対象者:都市再生推進法人または一体型ウォーカブル事業の実施主体
- 制度活用の条件
- 普通財産の安価な貸付けを受けた民間事業者等は、その普通財産のある地域の環境の維持及び 向上を図るための清掃等、必要な地域貢献を講じなければなりません。
- 制度活用による効果
- 民間事業者等は、都市再生整備計画の期間内に限り、普通財産の安価な貸付けを受けることができます。

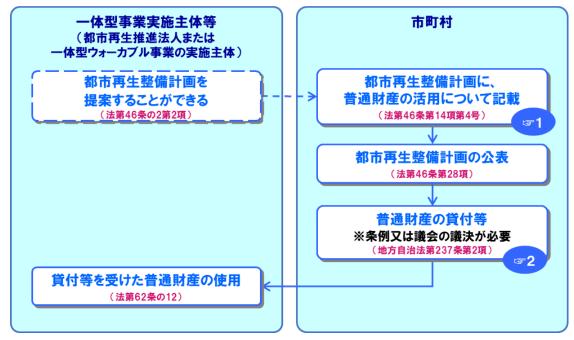
先行事例:岐阜県多治見市、北海道富良野市

- 【岐阜県多治見市】市内の企業による組合(イベント 実施等を目的とする組合)が、JR 多治見駅北口の市有 地(普通財産)を市から時価より安価に借り受け、東 濃地域の陶器・タイル文化と先進アートを楽しめる体 験型レストラン「Tree by Naked tajimi」を整備・運営 している。
- 【北海道富良野市】ふらのまちづくり株式会社が、未利用地となっていた 2000 坪ほどの市有地(普通財産)を市から時価より安価に借り受け、広場やファーマーズマーケット、カフェ等からなる「フラノマルシェ」を整備・運営している。





- 制度活用のメリット
- 民間事業者等が、にぎわいづくりの取組等に活用できる空間確保が円滑になります。
- 制度活用の手続き



※本制度の活用に関しても、都市再生整備計画の提案制度を利用することが可能です

- ☞1 都市再生整備計画に、普通財産の活用について記載
- ◉ 市町村は、都市再生整備計画に以下の内容を記載します。(法第 46 条第 14 項第 4 号)
 - 一体型事業実施主体等(都市再生推進法人または一体型ウォーカブル事業の実施主体) が行うまちなかウォーカブル区域における滞在の快適性等の向上に資する事業の円滑 な実施のため、一体型事業実施主体等に対し普通財産を時価よりも低い対価で貸し付け ること等により一体型事業実施主体等に普通財産を使用させることに関する事項

■2 普通財産の貸付等

- 市町村が、都市再生整備計画に記載された事項に基づいて一体型事業実施主体等に普通財産を貸し付けるには、市町村の条例又は議会の議決によることが必要です。(地方自治法第237条第2項)
- 一体型事業実施主体等は、都市再生整備計画の期間内に限り、記載された事項に基づいて普通財産の貸付等を受けることができます。その際、貸付等を受けた一体型事業実施主体等は、その普通財産がある地域周辺の清掃等の地域貢献を行うことが必要となります。(法第62条の12)

※まちなかウォーカブル区域においては、この他、3-1-IV「都市再生推進法人を経由した道路占用等の許可の申請手続」(☞P.23)の制度も活用できます。

111